

「特殊健康診断項目の法改正」

福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員
日本予防医学協会 医学博士・作業環境測定士
田代 拓

福岡産業保健総合支援センターの労働衛生管理研修会にて、特殊健康診断の法改正などを解説している。研修会の内容として、その時々法改正を常に取り入れ、その時々話題に沿った研修を心掛けている。近年の2年間は特殊健康診断関連の法改正が無かったが、令和2年には改正の予定があるようだ。

その1は、ベンジジン等の尿路系腫瘍を発生させる特定化学物質（11物質）の健診項目について、オルトトルイジンの健診項目と整合させるという。

その2は、トリクロロエチレン等の特別有機溶剤（9物質）について、発がんリスクや物質の特性に応じた健診項目にするという。

その3は、重金属（3物質）について、四アルキル鉛の健診項目等の鉛健診項目と整合させるとともに、カドミウムについて最新の知見を踏まえた健診項目に見直すという。

以上23物質の改正に加え、最新の知見等を踏まえ、効果的・効率的な特殊健康診断を実施するための健診項目の整備を行うという。

産業保健スタッフの中には従業員の健康とコンプライアンスを考え、特殊健康診断の法改正に関心を持つ方が多く、今年度の研修会は参加者が増加することを期待している。